

京丹後市からの質問に対する回答(近畿中部防衛局) への見解 (逐条コメント)

注) ゴチックの下線で、「問・・・」としている部分は、京丹後市からの質問。

○がついている文は、防衛省からの回答

ゴチックで (反論：・・・・) の文は、逐条での反論コメント

問1 (電波自体の)健康への影響について「人体への健康被害はない」というご説明ですが、

① 万一、人が直接照射された場合には、どの程度の時間、距離でどのような影響が発生するのか。施設・設備側に起因して直接照射される事故(例えば何らかの事故で照射角度が海面側に移行した場合など。その場合、操業漁船員等の人体はじめ動植物、自然環境を含め影響を想定)が万一発生するリスクに対する予防策又は発生した場合の対処策はどうか。電波による刺激効果、細胞レベルで作用する非熱効果など、熱影響以外には影響は考えられないのか。また、台風等苛烈な自然状況等により施設・設備固定面ひいては照射角度に揺れやズレ等が生じるリスクに対する予防策等はあるのか。

○ TPY-2レーダーが使用する「Xバンド」と呼ばれる周波数帯域は、自動車の速度測定や、気象レーダー、船舶・航空機搭載のレーダーでも使用される周波数帯域であり、TPY-2レーダーが発する電波により、細胞の遺伝子を損傷する等の被害は生じません。

反論：質問にきちんと答えていない。「自動車の速度測定や・・・でも使用される周波数帯域」ではあっても、速度測定での出力は小さい。気象レーダーの直近で人体を晒しても問題はないのかについて答えていない。「細胞の遺伝子を損傷する等の被害は生じてない」との言い方は、問題のすり替え。

○ また、一般に、人体が非常に強い電波にさらされると「刺激作用」や「熱作用」が起こりますが、これらの作用は約 100kHz を境として、それ以下の周波数においては刺激作用が、それ以上の周波数においては熱作用がそれぞれ支配的となることから、TPY-2レーダーが使用する 8GHz～12GHz の電波では熱作用が支配的と考えられます。

反論：直近での「熱作用」に実態を明確に示すべきである。家庭用の電子レンジでさえ、覗き込んだ入り防護のガラス面がないままの使用は禁止されている。家庭用の電子レンジは500w。TPY-2レーダーはその2000個から4000個と言われるが・・・。

○ このため、TPY-2レーダーの電波による熱作用の影響が生じないように、レーダー前面に一定の立入禁止区域を設定する場合があります。

反論：上記の説明をきちんとしていないまま、あいまいな説明だ。

○ 経ヶ岬の場合、レーダーを日本海に面した崖上に設置し、そこから電波を海上上空に向けて照射するため、レーダー前面の崖上に一定の立入禁止区域を設定することを考えております。

反論：本当に海上上空だけか？ 水平ないしは下方への照射は、一切ないのか？

○ 立入禁止区域内で、人がTPY-2レーダーの電波を直接照射された場合に、どの程度の距離及び時間で人の健康に影響を与える熱作用が出るかは、電波の出力や照射パターンに依存するので一概には回答できませんが、いずれにしても、立入禁止区域の外側においては、人の健康に影響を及ぼすようなことは想定されません。

反論：最大出力はどれくらいで、その場合、人体にどんな影響があるのか？ そもそも、米国内で、このレーダーを設置する場合、今回のような経ヶ岬の立地（近辺の200mに人家）は有りうるのか？ 設置基準や米国での実態を明らかにすべきだ。

○ 立入禁止区域の細部については、現在関係機関で検討中であり、何らかの結論が得られた場合には、速やかに地元の皆様にお知らせいたします。

反論：すでにつがる市の事例があるのに、具体的に説明しないのはなぜか？

○ なお、熱作用以外の影響に関しては、「刺激作用」や「熱作用」が起きないような弱い電波にさらされることによる人の健康への悪影響について、現在実験で再現されたものはなく、世界保健機関（WHO）も、今日まで、人の健康に影響を与えないような弱いレベルの電波にさらされることによる健康への悪影響について、研究による一貫性のある証拠は示唆されていないという見解を公表しています。

反論：携帯電話の電波でも長時間使わないようにとの話もある。本当に一切ないと言えるのか？ 責任を持った答えはあるのか？

○ また、レーダーは崖上突端よりも一定距離陸側に入った所に設置されることが見込まれることから、レーダー照射面がずれて海面側に向くような事態が生じることは通常考えられませんが、このような事態への対応については、TPY-2レーダーの運用に習熟した軍人や民間企業の技術者が配置される等、電波照射角度が容易に変動することがないように、米側において適切な運用がされるものと承知しています。また、台風等苛烈な自然状況によりレーダー照射面がずれるリスクに対しては、地面への固縛措置等を実施し、万一、照射面がずれた場合には、レーダー照射は停止されるものと承知しています。

反論：台風でもリスクが想定されている。地震の場合はどうなるのか？「照射面がずれた場合には、レーダー照射は停止されるものと承知」とあるが、どのように停止する措置があるのか？「停止」までの時間がどれくらいかかるのか？手順や時間は？

問1（電波自体の）健康への影響について「人体への健康被害はない」というご説明ですが、②レーダーの出力の程度が不明であることに起因する漠然的不安もある。例えば既往の国内レーダーに比べてその程度はどの程度で、なぜその程度では健康影響はないといえるのか。（仮に機密等のゆえに詳答できないとされる場合にあっては、この漠然的不安の根幹は“高速で移動する小物体を何百キロも離れた地点から詳細に捉えるのだから（周辺環境に影響が出かねないほど）極めて高い出力で照射しているのではないか”等の率直な疑問があるので、例えば既往の民生用等の電波の到達距離と出力の関係、その健康影響との関係はじめ推測可能な関連事例を可能な限り援用して、演繹して実態を理解できるように回答を願う。）

○ TPY-2レーダーは、航空自衛隊のFPS-3改レーダーに比べて高出力ではありますが、「Xバンド」と呼ばれる周波数帯域の電波については、高出力であったとしても、FPS-3改レーダーの電波と同様、細胞の遺伝子を損傷する等の被害を生じることはありません。

反論：要するに、経ヶ岬のレーダー基地は（FPS-3改レーダー）。現行より高出力なレーダーが山上ではなく、住民の身近に来る。「遺伝子」云々は、全くの言い逃れのいい方である。

○ 他方で、「Xバンド」の周波数帯域の電波は、熱を発生する特性があるため、高出力の電波による熱で人体への影響が生じないよう、経ヶ岬の場合は、レーダー前面の崖上に一定の立入禁止区域を設定することも考えており、その区域外では、FPS-3改レーダーの電波と同様に、健康被害は生じないものと考えています。

反論：水平および下方にズレることは本当はないのか？

○ なお、一般論として、レーダーの探知性能は、小さい出力でレーダー電波を効率的に送信するための技術や、得られた電波信号を高性能に処理する技術など、出力そのものだけでなく、電子的なコンピュータ処理技術の性能にも左右されるものです。

反論：25000個を超えるフェイズドアレーレーダーの「素子」が最大出力した場合は、どれくらいの出力となるのか？一般論で説明するのはおかしい。

問1（電波自体の）健康への影響について「人体への健康被害はない」というご説明ですが、③ いくら高出力でも電波の影響は照射前方方向（照射面）のみであって、照射面左右及び後方方向など照射周辺への影響は全くないのか。風とか気候状況（気圧等）によって何か熱又は上記①に掲記のような熱以外の電波影響が及ぶことはないのか。

○ 電波の照射方向以外の方向では、電波が非常に弱くなるので、安全に万全を期すために設定される可能性がある立入禁止区域の外側においては、人の健康に影響が及ぶことがないと考えられます。

反論：前項でも書いたが、アメリカ国内で、このレーダーを設置する場合の安全基準を明確に報告すべき。米国内ではありえない。

○ 一般論として申し上げれば、レーダーの電波の伝搬は、風等の物理的影響を受けるものではないものの、気温・湿度・気圧といった大気の状態によっては、レーダーの電波照射方向が屈折する等の影響を受けることがあります。ただし、このような大気の状態が電波伝搬へ及ぼす影響については、通常、伝搬距離が長くなるほど影響が大きくなるものであり、立入禁止区域が設定されるようなレーダー直近については、大気の状態による影響は無視できるほど小さいものと考えられます。

反論：「一般論」とか、「影響は無視できるほど小さいものと考えられます」とかでは、説明になっていない。明確に説明を。

○ いずれにせよ、立入禁止区域の細部については、現在関係機関で検討中であり、何らかの結論が得られた場合には、速やかに地元の皆様にお知らせいたします。

反論：「細部」は追ってでは、問題。細部を示すべき。原発の安全神話と同じような説明だ。

問1（電波自体の）健康への影響について「人体への健康被害はない」というご説明ですが、④ 将来万一何らかの影響がでるようなことはないのか。国内外の既往の地域の例と考え方等を含めて。仮に将来とも影響がないとしても、そのことを担保・検証するための現実的な措置はあるのか。

○ 将来の影響については、①にも記載しておりますように、弱い電波にさらされることに

よる人の健康への悪影響については、現在実験で再現されたものではなく、世界保健機関（WHO）も、今日まで、人の健康に影響を与えないような弱いレベルの電波にさらされることによる健康への悪影響について、研究による一貫性のある証拠は示唆されていないという見解を公表しています。

反論：「健康への悪影響」について「一貫性のある証拠は示唆されていない」とあるが、議論があるのは事実だ。

○ 他方で、「Xバンド」の周波数帯域の電波は、熱を発生する特性があるため、経ヶ岬の場合は、レーダー前面の崖上に一定の立入禁止区域を設定することも考えておりますが、その区域外では健康被害は生じないものと考えています。

反論：水平・下方にずれる場合とか、副流する電波についての説明をして欲しい。

問1（電波自体の）健康への影響について「人体への健康被害はない」というご説明ですが、⑤ 人体以外の農産物や自然環境への影響についての評価も基本的には同上（①～④の回答）と考えてよいか。違う点があれば御教示ください。

○ 例えば、東京タワー等の放送塔の周辺で食物が汚染されたことがないように、電波は、放射性物質や薬剤等と異なり、大気や農畜産、漁業産物等への環境汚染を引き起こすものではありません。

○ 車力通信所においても、TPY-2レーダーの設置場所近辺に農地や漁港が存在しますが、これまで、環境汚染はもとより、その旨の風評被害も発生していないものと承知しております。

反論：風評はないかも知れないが、直近の海上での釣やサーフィンに影響はないのか？

○ その上で、防衛省としては、風評被害の防止に万全を期すべく、防衛省の広報手段を活用し、TPY-2レーダーが農畜産・漁業産物を汚染するものではないことを広く知らしめるとともに、地域住民の様々な不安に応えるため、現地に近畿中部防衛局による連絡・相談窓口を設置し、真摯に対応してまいりたいと考えています。

問2 電波の日常生活への影響について①「騒音」について、当地域は車力通信所の場合とは異なりレーダー配備予定地点から数百メートルの距離に民家が多数立地しているため、特に夜間時の静寂時に騒音がどうなるのか懸念があるが、防音壁など騒音対策はどうか。生活に支障を与える騒音が万一にも発生することはないのか。万一発生した場合の対応策はどうか。

また、高出力に伴う地面の「振動」又はその影響はあるのか。あるのであればその対処策はどうか。

○ 米側によると、TPY-2レーダーの電源は、その隣に立った場合、最大約90dBの音を発すると聞いておりますが、電源の周囲に防音壁を設置することにより、約65～70dB程度まで音の大きさが減少すると聞いています。

反論：90dBは大きい。

○ また、発電機の音による影響をより抑えるために、防音壁の設置方法を工夫するなど、米側には更なる検討を要請しているところです。

反論：「検討を要請」では、弱い。責任を持って示すべき。

○ なお、レーダーの運用に伴う、生活に支障を来すような地面の振動はありません。

問2 電波の日常生活への影響について ② レーダー配備予定地周辺に設定される飛行禁止区域が、周辺地域のヘリコプター離着陸場所の使用も含めたドクターヘリの運航に影響や支障を及ぼすことはないのか（別添の周辺離着陸場所図参照）

○ TPY-2レーダーの電波については、航空機に関して言えば、航空計器類を誤作動させる可能性がゼロとは言えないため、航空機の安全運航に万全を期するということから、飛行制限区域を設定することを考えております。

反論：「誤作動させる可能性がゼロとは言えない」のではなく、誤作動させる場合が有りうるのではないのか？

○ 詳細については、今後、国交省と協議することとなりますが、車力に配備されているXバンドレーダーと同型式であることから、飛行制限区域についても車力の場合と同様、日本海側に向かって半径6KMの半円柱形の飛行制限区域が設けられるものと考えています。

○ 飛行制限区域の範囲はほぼ海上に設定される予定であることや、ドクターヘリのランデブーポイントとして使用されている経ヶ岬分屯基地ヘリポート地区は、基地から見て内陸側に位置することから、海側に設定される飛行制限区域による影響は基本的にはないものと考えています。また、ドクターヘリの運用も含め、急患の輸送及び海難救助等の事態が発生した場合の備えとして、レーダーの停波も含めた柔軟なヘリの運航を可能とする措置についての調整要領を米側及び関係機関と確立することを考えています。

反論：ヘリポートへの進入ルートを示すべきである。特に冬場や風がきつい時に、海側から進入することにならないか？

問2 電波の日常生活への影響について ③ 海上における水難救助・捜索活動への制限や水難救助隊員への影響はあるのか。また、京都府警や海上保安庁のヘリコプターを要請することがあるが、影響は出ないのか。車力通信所においても関連の事例が発生した場合はと聞くと聞くと、問題はなかったのか。

○ ドクターヘリの運用も含め、急患の輸送及び海難救助等の事態が発生した場合の備えとして、レーダーの緊急時の停波も含めた柔軟なヘリの運航を可能とする措置についての調整要領を米側及び関係機関と確立することを考えています。

反論：ヘリの運航を可能とする措置の調整要領の現行基準（つがる市）をきちんと示して説明すべきだ。

○ 車力通信所におけるTPY-2レーダーの配備に伴い、つがる市沖に飛行制限区域が設けられていますが、当該区域においても、捜索又は救助のための飛行については認められております。

反論：「認められている」と言いながら、どういう手順か？現行の基準をきちんと説明すべきだ。

○ 例えば、2006年7月30日に起こった海難事例に際しても、一部報道と異なり、実際には捜索救助のために飛行制限区域内を航空機が捜索を行った時間帯は、米側によってレーダー電波を停波する等の適切な対応がなされ、捜索への影響はなかったものと承知しています。

反論：言い逃れである。「適切な対応」に時間がかかったし、時間帯も制限されていた実態を報告すべきだ。

問2 電波の日常生活への影響について ④ テレビやラジオ、携帯電話等への影響はないということだが、その確認と万一発生した場合の対処措置はあるのか。

○ TPY-2レーダーの電波については、電波干渉防止に万全を期すため、周辺の電波の使用状況を確認した上で使用することとしており、地上波テレビ、ラジオ、携帯電話等に影響を与えることはありません。

反論：4月に京丹後市の議員がつがる市のレーダー基地へ視察した際、500m以内に近づけなかったことや、携帯電話等を持つことも禁じていたことと矛盾する。

○ なお、本レーダーが使用する電波は、地上波テレビやラジオ、携帯電話や無線LANとは大きく異なる周波数帯を使用していることから、こうした機器類への影響は想定されにくいと考えています。

反論：「影響は想定されにくいと考えています」では、説明になっていない。

○ ただし、本レーダーが使用する電波の周波数帯に近い衛星放送については、現時点において、万が一の可能性として何らかの影響を受けることも考えられるところではありますが、TPY-2レーダーを原因とした受信障害等が発生した場合には、電波障害の発生状況に応じ個別具体的に対処措置を講ずることにより、障害の解消を図ることとしています。

反論：つがる市と違って、レーダー基地に直近して民家がある経ヶ岬で、影響がないと本当にいえるのか？

○ なお、TPY-2レーダーが配備されている青森県つがる市においては、衛星放送を含め、TPY-2レーダーに由来する電波障害は発生していないと承知しています。

反論：つがる市では、住宅地が2から3km離れている。

問3 レーダー及び関連施設配置による各種地域生業・産業、日常生活活動への影響について ① 地域の農業、漁業への風評被害は車力通信所周辺においても発生していないということだが、万全の予防策又は万一発生した場合の対処はどうか。

○ 例えば、東京タワー等の放送塔の周辺で食物が汚染されたことがないように、電波は、放射性物質や薬剤等と異なり、大気や農畜産、漁業産物等への環境汚染を引き起こすものではありません。

反論：一般的電波とは違う。東京タワーは300m以上の高さがある。ほぼ、目線の高さにあるのが、今回のレーダー照射体。電磁波の影響が、飛来しているとされる隼や小動物にどんな影響をあたえるかは、実証されていない。

○ 車力通信所においても、TPY-2レーダーの設置場所近辺に農地や漁港が存在しますが、これまで、環境汚染はもとより、その旨の風評被害も発生していないものと承知しております。

○ その上で、防衛省としては、風評被害の防止に万全を期すべく、防衛省の広報手段を活用し、TPY-2レーダーが農畜産・漁業産物を汚染するものではないことを広く知らしめるとともに、地域住民の様々な不安に応えるため、現地に近畿中部防衛局による連絡・相談窓口を設置し、真摯に対応してまいりたいと考えています。

問3 レーダー及び関連施設配置による各種地域生業・産業、日常社会活動への影響について、② 本地域は自然豊かで風光明媚な観光地である。景観や自然環境への特段の影響を来さないための配慮や対処策はどうか。

○ TPY-2レーダーの配置に当たっては、米側に対し景観に十分配慮するよう申し入れるとともに、防衛省において整備する施設については、外観を工夫する等の取組みを行うことにより、経ヶ岬周辺の観光資源に影響が出ないように、景観等への配慮に最大限努めることとしています。

反論：外観を工夫したとしても景観を損ねるのは事実ではないか。

○ 具体的実施する対策については、現在米側で検討中の境界柵の色、形状等を踏まえ、何らかの結論が得られた場合には、速やかに地元の皆様にお知らせいたします。

問3 レーダー及び関連施設配置による各種地域生業・産業、日常社会活動への影響について ③ 拡張用地は買収予定なのか、借上げ予定なのか。また、本地域としての現実的な検証進行のためにも具体的な予定地を早急に示されたい。

○ 航空自衛隊経ヶ岬分屯基地にTPY-2レーダーを配備するのに伴い、TPY-2レーダーの運用に必要な機材の展開や米側の管理施設等が必要となるとともに、既存の航空自衛隊の基地機能を確保するため、既存の航空自衛隊の施設を移設する必要もあること等から、経ヶ岬分屯基地周辺の数ヘクタールの用地を買収又は賃貸借により取得する必要があると考えております。なお、買収又は賃貸借のいずれによって取得するかについては、地権者の皆様とも十分調整の上判断したいと考えています。

反論：今回の米軍専用レーダー基地は、北朝鮮の核ミサイルの脅威を名目としているが、では、北朝鮮が6者協議の進展や今の政権が核ミサイルの開発をやめるとした場合には、速やかに米軍基地の返還・撤収を約束できるのか？ 沖縄でも、いつまでも米軍基地の居座りが問題になっている。いつ、どうしたら米軍基を撤収できると約束できるのか、説明して欲しい。

○ 防衛省としては、用地取得に対する自治体や地権者のご理解を得られるよう、最大限努めてまいりたいと考えています。

○ なお、現在計画している予定地の範囲は別紙のとおりです。

反論：返還する余地はあるのか。返還されても、土地はもとに戻らない。結局、基地に接収されたままになるのではないか。

問3 レーダー及び関連施設配置による各種地域生業・産業、日常生活活動への影響について④ 農用地が転用されると現実の農業や隣接産業である漁業への直接・間接の影響は、各種地域生業・産業への影響は必至であるが、どのように補償されるのか。関連して、現在改修中の尾和用水路(農業用)の改修及びその負担構成に大きな影響を与えかねないが、地域農業が安心して持続可能であり続ける環境確保の万全な対策は大前提。

○ 防衛省としては、TPY-2レーダー施設の設置により、農業や漁業への影響が生じないよう必要な措置を講じることとしていますが、万が一、当該施設の設置運用に伴い障害等が生じた場合には、個別のケースに応じ、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」(以下「周辺環境整備法」という。)等に基づき適切に対処してまいります。

○ また、地域農業が安心して持続できる環境確保も重要な課題と認識しており、ご指摘の尾和用水路も含め、当該施設の設置が地域農業の阻害要因とならないよう、関係機関と適切に調整してまいります。

反論：後段の回答にもあるが、大量の水が必要とされている。どう用水を確保するのか？

問3 レーダー及び関連施設配置による各種地域生業・産業、日常生活活動への影響について⑤ 地域内の配備・設置施設に係る「水」(水道水及びそれ以外)の使用及び排水、し尿処理の規模及び処理方法はどのような予定なのか。居住施設の新設に伴う影響を含め、地域生活に欠かせない「水」に関し地域生活に不安や影響を来すこのない万全な対策は大前提。

○ TPY-2レーダーの配備に伴い、一日あたり約5万リットルの水の使用を見込んで承知していますが、今後、さらに米国から情報提供があり次第、地元に対し適宜情報提供を行ってまいります。

反論：一日5万リットルの水がなぜ必要なのか？ どのように確保の見込を立てるのか？

○ 防衛施設の設置に当たっては、その周辺地域において水不足などの影響が出ないように、最大限努めることとしており、米側による水の使用、排水、し尿処理方法の細部については、今後市と調整させていただきます。

反論：まずは基地の設置を承認させるのか？ 万全の影響を及ぼさないことをどのように確保するか、具体的に説明するのが、先ではないか？

○ 仮に、設置後の運用により、周辺地域において水不足等の障害が生じた場合は、周辺環境整備法等に基づき、適切に対処してまいります。

反論：上記と同様、結果が後で出てくることは許せない。先に、対処することを説明せよ。

問3 レーダー及び関連施設配置による各種地域生業・産業、日常生活活動への影響について⑥ レーダー施設への補給等の後方支援は主にどの方面からなのか。各種交通量の増加等に伴う安全・安心確保のため重要不可欠である、大型車両でも安全通行が可能なヘアピンカーブ等の解消、道路拡幅、歩道整備など周辺道路整備への取組みはどうするのか。決してあってはならないが万々の事件(想定外の事件)が発生しないための警備等の万全な対策はどうか。また、交通量の増加に日常的に円滑に対処し、又は決してあってはならない事件が万々発生した場合の致命的なリスクを回避し安全・安心へのバックアップを万全に備えておくためにも、最低限、本地域と地域外・都市部との広域的な基幹交通網を

早期に整備しておくことが重要不可欠であるが、どう対処するのか。

○ 後方支援の根拠地については、現在、米国で検討中ではありますが、今後、米国から情報提供があり次第、地元に対し適宜情報提供を行ってまいります。

反論：すべては、今後の話とすることが、問題。検討して、納得できないことになった時に、誰が本当に責任をとるのか。福島原発事故でも、誰も責任をとってない！

○ 道路整備等については、米軍や自衛隊車両の通行による一般車両とのすれ違いに対する支障、歩行者の通行の危険等の障害を防止する等のために、周辺環境整備法に基づき、地方公共団体が実施する道路改修等について助成措置を講じているところです。なお、国道の整備等については、基本的に国土交通省の所管となるため、防衛省のみで対応することは困難であり、具体的な要望を踏まえつつ、どのような対応が可能か関係機関と調整することとなります。

反論：これも、原発の誘致と同じやり方ではないか？丹後半島の道路事情についての改善は、国と府が責任を持つべき事業であり、米軍基地の受け入れと引き換えにするやり方は、沖縄でのやり方と同じではないか。

○ いずれにせよ、今後、関係する地方公共団体等から具体的な御要望があれば、事業計画の内容及び障害の実態等を踏まえ、検討してまいります。

反論：基地受け入れと引き換えのやり方だ。

問3 レーダー及び関連施設配置による各種地域生業・産業、日常社会活動への影響について⑦ 基地施設内の危険物（発電用燃料等）の貯蔵・取扱いの対応はどうか。許認可等について国内法は適用されるのか、そうでない場合の安全の法制や対策はどうか。

○ 一般国際法上、駐留を認められた外国軍隊には特別の取決めがない限り接受国の法令は適用されませんが、接受国の法令を尊重しなくてはならないことは、当該軍隊を派遣している国の一般国際法上の義務です。このことは、合衆国軍隊についても同様であり、このような考えに基づき、日米地位協定第十六条には合衆国軍隊の構成員及び軍属による我が国法令の尊重義務が定められています。

反論：「法令尊重義務」が本当に実行されているなら、沖縄で問題となっているようなことは、ないはずだ！アメリカの好き勝手になっていることが、沖縄での大きな問題のはず。防衛省は、アメリカのいうがままか？オスプレイの低空飛行の実態も、当初の約束を守っていないことは明白ではないか？嘘を言ってはならない！

○ また、我が国に駐留する合衆国軍隊においては、合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は公共の安全に妥当な考慮を払って行わなければならない旨定めている日米地位協定第三条3の規定に従った対応がとられております。

反論：「公共の安全に妥当な考慮を払って行わなければならない旨定めている日米地位協定第三条3の規定に従った対応がとられております」。これも口だけのいい方。本当に従っているのなら、沖縄での問題は一切生じていないはず。どんな気持ちでこんな説明ができるのか！

○ 米側からは、経ヶ岬において、燃料や施設・区域の警備に用いる弾薬を取り扱うと聞い

ていますが、危険物を取り扱う場合には、我が国の国内法を尊重し、公共の安全に妥当な考慮が払われることとなるものと考えています。防衛省からも、周辺の住民の皆様の安全に十分配慮するよう申し入れていきます。

反論：これも、沖縄での実態とまったく違う！「配慮」なんかないのが、沖縄の現実！このような説明ができるなら、沖縄の基地問題を全部解決してからにして欲しい。

○ なお、自衛隊の例について申し上げれば、非常用発電機用の燃料、基地警備に用いる弾薬、装備品の整備に用いる高圧ガス等を基地内に保管する場合には、それぞれ消防法、火薬取締法に基づいて、これら物品等を適切に取り扱っております。

反論：自衛隊がやっていることは当然！問題は米軍である！

問3 レーダー及び関連施設配置による各種地域生業・産業、日常社会活動への影響について⑧ 将来、国内外の情勢等の大きな変化により仮にも基地を撤収される事情が生じた場合に、以後の土地利用等への影響や負担についてはどのように対処されるのか。

○ 在日米軍の駐留を含めた、我が国の防衛態勢については、その時々我が国周辺の安全保障環境等を総合的に勘案して決定されるものです。

反論：全く一般的説明ではないか！沖縄の基地が固定化されていることを、どのように説明するのか！一度破壊された田畑は元には戻らない！環境と景観の破壊は、戻らない！

○ 日本国内への2基目のTPY-2レーダーの配備は、相次ぐ北朝鮮によるミサイル発射など、我が国周辺地域の安全保障環境の変化も踏まえたものであり、現時点においては、日本国内に2基のTPY-2レーダーを配備して、弾道ミサイルによる攻撃に対し、より万全を期すことが重要であると考えています。

反論：北朝鮮のミサイルの危険がなくなれば、米軍基地は必要ないのか？そうであれば、北朝鮮のミサイルの危険をなくすのが、もっとも求められているのではないのか？軍拡競争は、戦争への一里塚ではないのか？ミサイルを防ぐ「楯」と攻撃する「矛」。矛盾ということは、そういう意味ではないのか？

もともと、今回の米軍レーダーは、アメリカ本土防衛の地球的規模の軍事システムであることは明白であり、日本の防衛のためではないことは、事実である。「万全を期す」とのいい方は、ごまかしではないのか？本当に万全を期すのであれば、なぜ日本のレーダーではないのか。今の自衛隊のレーダー基地も問題があるのか？なぜ、米軍基地を経ヶ岬に置くのかの説明になっていないのではないのか？

○ なお、一般的に、駐留軍用地(民公有地)が米軍から返還された場合、国において、賃貸借契約に基づき、建物等を除却するなどの原状回復を行った後、土地所有者へ引き渡すこととしています。

反論：まさしく、「一般的」説明ではないか！「返還された場合」といういい方そのものにも、アメリカ任せの言葉に聞こえる。北朝鮮がどうしたら、米軍基地がなくなるのか？速やかに返すのか？何ヶ月以内に返すのか、約束できるのか？一般論での説明は、すでに、沖縄で何十年もされている。そして、ほとんど返還されていないのが、現実ではないか。

問4 米軍人・軍属の居住について

① 民間企業の軍属関係者を含め最大160名程度配属されるとお聞きするが、どの段階で

確定するのか。年単位程度で規模が変化するのか。また、家族同伴で居住されるケースはどの程度か。

○ 配備される米軍関係者については最大160名程度と聞いておりますが、その人数や異動の規模等の詳細については、現時点において、米側で検討中であり、何らかの情報が得られた場合には、速やかに地元の皆様にお知らせいたします。

反論：すでに、青森県つがる市での先例があるのに、ある程度の想定も説明できないのは、どういうことか！「検討中」とか、「協議中」とか、で納得はできない！

○ 現時点で、配属される米軍関係者については、家族同伴で配属される可能性はほとんどないと聞いています。

反論：米軍関係者は、もともと少ないと説明してきたではないか！沖縄や、横須賀・佐世保でも、家族を同伴していない米軍兵や軍属の問題が多発している。100名を超える米軍の警備契約会社となる契約社員は、ほとんどが元は米軍人と聞いているが、実態はどうか？アフガニスタンやイラクでも、米軍の事実上の肩代わりをしていて、問題となった警備会社ではないのか？どのような警備会社なのか、どんな人物が「警備」につくのか？きちんと説明してほしい。少なくとも、日本の通常の警備会社ではないし、実弾を込めた銃と発泡許可を持っていると、聞くが実態はどうなのか？

問4 米軍人・軍属の居住について

② 居住場所はどこを予定しているのか。地域にご相談があるのか。

○ 米軍関係者の居住場所については、今後実施される現地調査等の結果を踏まえ、決定されるものと承知しています。

○ 現時点においては、米側としては米軍施設・区域内に居住施設を設けた上で米軍関係者が施設・区域内に居住する方向で検討していると承知しています。その前提で、施設・区域内の居住施設が完成するまでの間の居住方法としては、施設・区域外の宿泊施設の利用や一般の賃貸物件の契約等が考えられます。また、居住施設が完成した後については、米軍人については施設・区域内、民間の技術者については施設・区域外に居住することを検討していると聞いていますが、いずれにしても、施設・区域外における居住の具体的な内容については、地元の皆様ともご相談するとともに、ご要望があれば米側に伝えるなど適切に対応してまいります。

反論：米軍関係者は、極めて少ないはずである。つがる市の実態が示している。問題は、米軍関係者と警備契約会社の社員は、基地施設内には住めないのに、基地外に居住していることである。少なくとも130名以上が、基地施設外に居住するのではないか？事件・事故が起きたらどうするのか？

問4 米軍人・軍属の居住について

③ 子どもがおられる場合は学校・保育所への通学・送迎支援、加配職員等が必要な場合も想定されるが、特別な費用負担はあるのか。

○ 配置される人員の具体的な家族構成等については、引き続き米側に確認していますが、現時点においては、軍人については、1年の単身赴任でのローテーション勤務であるため、家族が帯同する可能性はほとんどなく、また、民間企業の技術者については、仮に家族が

帯同した場合であっても、教育・保育のための地元施設の利用は想定していないと聞いています。

反論：米軍関係者または元米兵で、単身赴任であるから、住民の心配は大きい！

○ なお、車力においては、以前、市内の幼稚園に米軍人・軍属の子供が在籍していたことがあったほか、現在も市内の小学校に在籍している事例があるものの、その際には、それに伴う国からの特別な費用負担は行われていないものと承知しています。

問4 米軍人・軍属の居住について

④ 交通事故や事故等、治安の確保への懸念が現状、完全には払しょくされないが、どう万全に対応するのか。日米地位協定の適用により逮捕事案が万一にも疎かになったり、このため犯罪予防に影響が出たりすることはないのか。研修・教育等の実施やトラブル等連絡所又は交番等の設置等はどう考えているのか。

○ 防衛省としては、米軍関係者が常駐することについての治安面に関する住民の方々の不安を解消すべく、関係機関の協力も得ながら様々な取組みを行うことを検討しています。

反論：つがる市での事件・事故の実態や、その他の米軍基地周辺の実態は、まさに不安！

○ 具体的には、

- ・ 米側に対し、米軍関係者の規律保持、事件・事故防止について平素から一人一人に対する徹底した教育を施すなど実のある措置を講ずるよう米軍に申し入れること
- ・ 国、米軍、関係自治体、関係機関、地域町内会代表等によって構成される事件・事故防止のための連絡会を設け、その中で、米軍や防衛省、関係機関等の取組みの状況等について情報交換を行うこと
- ・ 地域住民の様々な不安に応えるため、防衛省において、現地に近畿中部防衛局による連絡・相談窓口を継続的に設置し、TPY-2レーダー配備後も地元の皆様の相談に対応できる体制を維持すること
- ・ 地元警察にもご協力を頂きながら、日本における交通ルールの講習や、雪道における走行等地元の特性に即した自動車運転の講習等を実地講習も交えながら実施すること
- ・ 防衛省職員により、米軍施設・区域や米軍関係者の居住地域等の巡回パトロールを定期的を実施すること
- ・ 米軍関係者と地元住民がスポーツや文化を通じて交流する日米交流事業を開催すること等の取組みを行うべく検討していきたいと考えています。また、交番・駐在所の設置等については、地元のご意見も踏まえながら、今後、京都府と相談し、連携を図っていきたいと考えております。

反論：ここまでしなければ、事件・事故への不安に対処できない事自体が心配である。また、沖縄をはじめ米軍基地のある町で、事件・事故が続いている現実を、どう説明するのか？きちんと対処できれば、米軍基地のある地域での、米軍関係者による事件はなくなっているのではないかと綺麗な説明と実態との違いがあまりにもありすぎるのではないかと。

○ なお、米軍関係者が絡む事件が発生した場合、犯罪を犯した米軍人及び軍属については、日米地位協定第17条により、①もっぱら合衆国の財産や安全又は米軍関係者に対する犯罪（「もっぱら犯」）及び②公務中の犯罪を除いたものについては、日本側が第一次裁判権を有し、日本の関係法令に基づいて適正に処罰されています。また、米軍人及び軍属の家族による犯罪については、全て日本側が第一次裁判権を有し、日本の関係法令に基づいて

適正に処罰されています。いずれにせよ、日米地位協定により処罰が疎かになったり、犯罪を犯した米軍が訴追や裁判等から守られているといった事実はありません。

反論：まったく事実とは違うのではないか？「公務中」であるとの言い逃れや、基地の中に逃げ込んで日本警察の逮捕・拘束を逃れているのが、米軍基地地域で問題になっているはずだ。「全て日本側が第一次裁判権を有し、日本の関係法令に基づき適正に処罰されている」のであれば、責任ある事実を数字で示すべきである。また、「事実ではない」というのであれば、なぜ、米軍基地での米軍関係者の事件・事故が問題となっているのか？本当に「事実でない」と誰が責任を持って回答しているのか。説明が事実ではなかった場合に、誰が責任をもって、この回答をしているのか？答えるべきだ！

法的に検討した点について、見解を以下詳述する。

※ 地位協定 17 条 3 項

- (a) 合衆国の軍当局は、次の罪については・・裁判権を行使する第一次の権利を有する。
 - (i) もっぱら合衆国の財産・・のみに対する罪
 - (ii) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪
- (b) その他の罪については日本国の当局が裁判権を行使する第一次の権利を有する。

※地位協定 17 条 5 項

(c) 日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行うものとする。

※1953年10月28日、日米合同委員会裁判権小委員会議事録—裁判権不行使の約束密約(2011年8月、政府開示)

日本側代表津田實(法務省刑事局総務課長)「・・日本の当局者は通常、合衆国軍隊の構成員、軍属、あるいは米軍法下にあるそれらの家族に対し、日本にとっていちじるしく重要と考えられる事例以外については第一次裁判権を行使するつもりがないと述べる事ができます」

※法務省刑事局作成「合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料」中の一部、これ自体は1972年に秘密扱いで、法務省内で印刷されている。国会で閲覧可能であったものを現在黒塗り。米は公表)

1953年通達 刑事局長から全国の検事に通達 —現在も有効な通達

「(裁判権の行使については)さしあたり、日本側において諸般の事情を勘案し、実質的に重要であると認める事件についてのみ、第一次裁判権を行使するのが適当である」

「実質的に重要であるか否かの認定基準を定めることは極めて困難である」

「(巻頭 解説) (処分の決定においては)外国軍隊の構成員等に対する刑事裁判権の行使についての国際先例等にかんがみ、特に慎重な考慮を払う必要があり・・実質的に見て、我が国において起訴を必要とする程度に重要と認められない事件については、第一次裁判権を行使しないとする事とする運用がなされてきた。」

※「日米合同委員会刑事裁判管轄権分科委員会において合意された事項」(1953年9月)(法務省刑事局作成「合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料」中的一部分、一般に「合意事項」と呼ばれている)

9項(a)合衆国軍隊の構成員、軍属又はその家族を日本国の当局が逮捕した場合

には、その逮捕を行った官憲は、直ちにもよりの画集国軍隊憲兵司令官に対しその旨通知し、当該犯罪が合衆国の当局が裁判権を行使する第一次の権利を有するものであるとき又は当該犯罪が公務の執行中に行われたものであるか否かが疑問であるときには、被疑者の身柄を当該憲兵司令官に引き渡すものとする。

※「日米合同委員会刑事裁判管轄権分科委員会において合意された事項」(1953年9月)
(法務省刑事局作成「合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料」中の一部)

40 項 日本国の当局において裁判権を行使する第一次の権利を有する犯罪が・・・の通知が・・・書面でなされた場合には・・・裁判権を行使するか否かを通告するものとする。さに掲げる期間内に・・・通告を受けないか、又は日本国からの起訴を行わない旨の通知を受けた場合には、合衆国はかかる事件につき裁判権を行使することができる。

A 日本国の法令によって六月以下の懲役以下の刑にあたる罪及び左の各号に掲げる罪について・・・当該犯罪についての最初の通知の日の翌日から起算して10日以内

B 六月の懲役を超える刑にあたる罪について・・・20日以内

問題は、これまでの実態である。

1 米軍構成員、軍属及びその家族については、公務中であれば日本国は逮捕できないし、しても米国官憲に渡すことになる。

2 何が公務中であるかは、米側に委ねられている。

2005年12月22日、八王子市内で小学生3人がワゴン車にひき逃げされた。米兵を八王子署員が業務上過失傷害で逮捕。八王子署に移送された後、米軍は「部品を取りに移動中」との「公務証明書」を発行して、米軍に引き渡し。軍法会議なし。

3 「公務証明書」について、合意議事録では「反証のない限り・・・十分な資料」となる。

日本の裁判所で「公務中」であるかどうか審理されたケースはなく、法務省には検事正から合同委員会協議に付されたケースはない(ようである)。統計すらない。

4 「飲酒」について「公の催事」であれば公務中として処理される(合同委員会議事録)。

5 日本側が裁判権を持つ罪について、重大事件ほど起訴率が低い(1) - 捜査をしない徹底的にさぼるケース

2002年横須賀「ジェーンさん(仮名)事件」

ジェーンさんが4月6日早朝米兵にレイプされた。米軍憲兵隊に救助を求めたところ横須賀署警察官が来た。警察官は「犯人は自分で探せ」と言い、事件直後であり下着もないジェーンさんを現場に連れて行き検証を実施。レイプされたので病院に行きたいと言ったところ、ケガはしていない、しているなら見せろと男性警官に言われた。米兵は不起訴。現在ジェーンさんは米兵被害の救援活動をしている。

2006年9月横浜、タクシー運転手田畑さん強盗傷害事件

米兵が運賃を踏み倒して逃げようとするので立ちふさがったところ暴行を受ける。警察官が駆けつけたが、警察官から、米兵は体に触れたら相手を投げ飛ばしてよいとの虚偽の説明を受けて田畑さんは被害届を出さなかった。その後弁護士から虚偽説明であるとのアドバイスを受け、告訴をする意思を表示した。警察官は後日来て欲しいと言ったが連絡が無い。そこで連絡すると示談せよと言う。そこで横浜地検に告訴。しかし、傷害罪のみ。民事訴訟を提起して賠償を求めている。

6 日本側が裁判権を持つ罪について、重大事件ほど起訴率が低い(2) - 裁判権を放棄するケース

2007年広島、4人の米兵による19才女性レイプ強盗事件。

海兵隊員4人を広島県警は集団強姦、強盗で送検したが、検察は1ヶ月後不起訴処分。

米海兵隊が捜査開始。高等軍法会議に。強姦は認めず不正な性的接触のみ。

- 7 日本が捜査権を持っていても、実際には捜査困難なケース — 米軍による捜査妨害と政府の被害者非救済のケース

2009年11月沖縄読谷村、自動車ひき逃げ事件で男性が死亡したケース

米兵を犯人と特定し任意捜査を求め事情聴取したが、犯罪を否認。その後の出頭が確保出来なくなり、逃げ得が県議会で問題となる。政府も消極。村で集会やデモが繰り返され、身柄引き渡しをして取り調べするよう要求。実現はしなかった。最終的に検察が起訴したので引き渡し。

- 8 なお、法務省は起訴率は日本人並みと公式には言うが、道路交通法が起訴率を押し上げており、法務省の不十分な統計でも、起訴0%が公務執行妨害、詐欺、横領。僅かな起訴が住居侵入18%、強制わいせつ11%、強姦26%、障害暴行27%、強盗7%、自動車過失致死17%、高いのは殺人75%、窃盗72%、道交法違反88%。

問4 米軍人・軍属の居住について

⑤ 新規住民、既存の地域住民に対応できる医療環境の一層の整備が課題となるが、医師、看護師等医療スタッフの積極的な確保等に向けた対応はどうか。

○ 米側に照会したところ、軍人については定期的な検診を含め、基本的には施設・区域内や他の米軍施設・区域の医療機関を利用し、緊急時を除いては地元の医療機関を利用することは想定していないものと聞いています。

○ また、民間企業の技術者については、米軍施設・区域の医療機関に加え、地元の医療機関で受診することもあり得るとのことですが、民間企業の技術者は、企業内健康診断が義務付けられるなど、健康面も考慮して配属されることから、地元の医療環境に多大な負担をかけることは想定されないと承知しています。

問4 米軍人・軍属の居住について

⑥ 米軍人・軍属の地域行事等への参加等地域や地域住民との積極的な交流が大切であるが、そのあり方はどうか。

○ 防衛省としても、米軍関係者と地元住民との積極的な交流は相互理解のために重要であると認識しており、米軍関係者が「良き隣人」となり、地元の生活や環境に「良い影響」が生じるよう、地元との文化交流の促進等について米側に働きかけていくほか、防衛省としても、米軍関係者と地元住民がスポーツや文化を通じて交流する日米交流事業を開催すること等の取組みを行うべく検討していきたいと考えています。

反論：「良き隣人」は、米軍基地のある地域でよく聞く言葉であるが、「良き隣人」の事件・事故や問題が起きているのも事実ではないのか？

○ なお、車力では、祭りでの屋台出店、小学校運動会への特別参加、町内会と合同でのゴミ拾い活動、海水浴場の海岸清掃等への参加、子ども英会話教室の開催、老人施設への慰問活動など、市内における交流をはじめ、東日本大震災被災地支援活動や児童養護施設におけるボランティア訪問活動といった市外における交流など、多岐にわたる積極的な交流が行われていると承知しています。

問5 レーダーの対撃安全性等について

① レーダーサイトへの不審者等の侵入を防ぐための常日頃の海上及び基地周辺の警備体制は万全なのか。なお、付近には猿の出没が多発しているが、侵入保全対策はどうか。

- 航空自衛隊経ヶ岬分屯基地の警備については自衛隊が実施することとなります。
- また、TPY-2レーダーの配備に伴い新設される米軍施設・区域の警備については、米側が担当することになりますが、その詳細については、米側において検討中と承知しております。

反論：京都府への回答などでは、自衛隊と警察の警備があるなどとも言っている。日米地位協定等でも、米軍基地施設についての警備は、米軍が責任を持つことになっている。ここでも、「米側において検討中」との説明でしかない。アメリカ任せなのか、説明して欲しい。

- 他方で、経ヶ岬分屯基地と米軍施設・区域は隣接して所在していることから、分屯基地と米軍施設・区域の警備に万全を期すため、自衛隊と米軍が密接に連携し警備を行う体制を検討していくこととしています。

反論：ここでも「検討していく」との説明。具体的につがる市での実態を提示すべきではないのか！

- 加えて、武装作業員等への対処に当たっては、警察機関との連携が重要であり、陸上自衛隊第3師団と京都府警との間で平成15年には共同図上訓練を行うとともに、平成23～25年には共同実動訓練を行ってきたところです。

反論：「武装作業員等への対処」で、これまでも自衛隊と京都府警で共同実動訓練をしていることは、今でも危険性があるとのことか？ そうであるとすれば、やはり米軍基地が設置されれば、もっと危険性が増すことにならないのか。責任ある見解を求める。

- 今後とも、自衛隊が警察と連携しつつ対処できるよう、訓練を実施するとともに、必要に応じて自衛隊、米軍、警察の3者による連携についても検討してまいりたいと考えています。
- なお、猿を含めた不審者・不審物の侵入等を防ぐために必要な境界柵については、現在、米側で検討中であり、何らかの結論が得られた場合には、速やかに地元の皆様にお知らせいたします。

反論：ここでも、「検討中」。きちんと具体的に説明すべきではないのか？

問5 レーダーの対撃安全性等について

② 「攻撃の可能性が高まるものとは考えられない」ということだが、一方で、迎撃に重要な意味のある施設・整備でありそのこと自体からは攻撃を受けるリスクは否定できないと考えられるが、なぜ現在以上に“可能性が高まるものとは考えられない”のであるのか。また、関連して、「攻撃の抑止力が高まる」とのご説明だが、なぜか。できる限り詳しくご回答を願う。

さらに、決してあってはならないことだが万々一攻撃があった場合には、住民の安全に影響ないようどう万全に対処されるのか。

- 自衛隊では、他国からの攻撃を未然に防止するため、航空機や艦艇等による警戒監視活動を常に行っており、平素から領海・領空とその周辺海空域において、常時継続的な情報

収集、警戒監視、偵察活動を行っています。

○ 例えば、海上自衛隊では、哨戒機（P-3C）により、日本海を含め我が国周辺海域を航行する多数の船舶などの状況を監視しているほか、状況に応じて、護衛艦などを柔軟に運用して周辺における事態に即応できる態勢を維持しています。また、主要な海峡では、陸上自衛隊の沿岸監視隊や海自の警備所などが24時間態勢で警戒監視活動を行っています。さらに、航空自衛隊では、全国の28カ所あるレーダーサイトや航空機などにより、我が国とその周辺の上空を24時間態勢で警戒しています。領空侵犯のおそれのある航空機を発見した場合、待機中の戦闘機などが緊急発進し、監視・警告などを行っています。

反論：「万全の態勢」であれば、不審船とか、いろんな問題はないはずだが・・・。

○ 万が一、我が国への攻撃の予兆等が確認されれば、その攻撃の態様に応じて、必要な措置をとることとしています。また、我が国に弾道ミサイルによる攻撃の予兆が確認された場合には、全国に11カ所ある弾道ミサイルを探知・追尾するレーダーや、米軍のTPY-2レーダーをはりめぐらせ、イージス艦や迎撃ミサイル部隊などを展開させるなど、我が国の防衛及び住民の方々の安全を確保するため、万全の態勢をとっています。

反論：「万全の態勢」をとっているのであれば、なぜわざわざ米軍専用レーダー基地を経ヶ岬に置く必要があるのか？ 結局アメリカのためのレーダー基地なのではないか？

○ このような自衛隊の体制は、経ヶ岬分屯基地も含めた我が国への攻撃を意図する国家や組織にとって、多大なコストとリスクを強いることになることから、攻撃を抑止する効果が十分に働いているものと考えています。

○ さらに、米軍もTPY-2レーダーを含め、我が国への攻撃の予兆等が確認されれば、その攻撃の態様に応じて、しかるべく態勢をとることが想定されることであり、このような事情も攻撃の大きな抑止力になり得るものと考えられます。

○ また、TPY-2レーダーの配備は、弾道ミサイルからの攻撃に対する我が国の防衛能力の強化に寄与することから、弾道ミサイルによる我が国への攻撃の抑止力を高めるものです。

反論：米軍専用レーダー基地の役割は、アメリカ本土に向けた核ミサイルの探知と追尾であることを明確に説明していない。「我が国の防衛機能の強化に寄与する」とは、本質の説明ではないはずだ。アメリカの核ミサイル防衛システムの説明でも、その本質は明確である。日本には、ミサイル探知の情報は副次的な情報提供であることは明白。「弾道ミサイルによる我が国への攻撃の抑止力を高めるもの」とのいい方は、本質的説明になっていない。

○ なお、TPY-2レーダーは、弾道ミサイル防衛システムのレーダーの1つであり、当該1つのレーダーを無効化してもシステム全体の対応能力を減殺し、弾道ミサイル防衛に重大な支障が生じるような効果を得ることになりません。

反論：配備される米軍レーダーは、アメリカ本土を守るための「弾道ミサイル防衛システムのレーダーの1つであり」との説明は、設置されなくても特に問題はないということになる。「レーダーを無効化してもシステム全体の対応能力を減殺」しないし、アメリカ本土のための「弾道ミサイル防衛に重大な支障を生じるような効果を与えることになりません」ということは、どうしても京都に配備する必要もないということになる。

なぜ、京都に米軍専用レーダー基地をおかなければならないのか、根本的な疑問がますます大きくなる。